

# 雇用調整助成金を更に拡充します！！

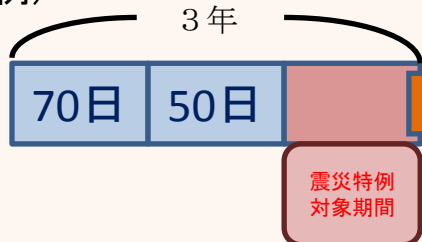
- ① 災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所
- ② ①の地域と一定規模以上の経済的関係(1/3以上)を有する事業所
- ③ ②の事業所と一定規模以上の経済的関係(1/2以上)を有する事業所については、以下の特例を設けました。

## ◆支給日数の別枠(300日)を設けます。

原則：3年間で休業300日に達するまで受給できる。

⇒ 特例により、特例の支給対象期間においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能になります。

(例)

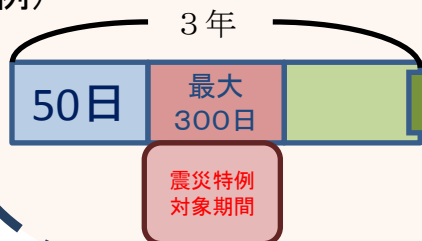


震災前2年間で120日(70日+50日)の休業をしていた場合、通常であれば180日分(300日-120日)しか使えない

**最大300日の休業が可能**

⇒ 特例の支給対象期間中の支給日数は特例終了後の受給可能日数に影響しません。

(例)



震災分をカウントしないため、250日(300日-50日)の休業が可能

## ◆被保険者期間6ヶ月未満の人も雇用調整助成金の対象とします。

原則：平成23年7月1日以降、被保険者期間が6ヶ月未満の人は助成対象とならない。

⇒ 特例により、被保険者期間6ヶ月未満の人であっても雇用調整助成金の助成対象とします。